

## (仮称) 函館市パートナーシップ宣誓制度について (素案)

### 1 制度の趣旨

函館市では、「第3次函館市男女共同参画基本計画」に基づき、意識啓発などの性的少数者への理解を促進するための施策に取り組んできました。

こうした中、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、その取り組みの一環として、要綱により「パートナーシップ宣誓制度」の導入をめざします。

### 2 制度の概要

性的少数者の方がお互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証および受領証カードを交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、夫婦と同じように共同で生活しているものの、対外的に証明できず、生きづらさを抱えている性的少数者の方々の困難の緩和と性の多様性への社会理解が促進されることをめざすものです。

### 3 パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者である二者の関係をいいます。

### 4 宣誓をすることができる方

宣誓をすることができるのは、以下のすべてに該当する方です。

- (1) 双方が成年に達していること (令和4年4月以降は満18歳以上)
- (2) 一方または双方が性的少数者であること
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ア 一方または双方が市内在住であること
  - イ 一方または双方が市内へ転入予定であること (概ね3か月以内)
- (4) 双方に配偶者または双方以外にパートナーシップ関係がないこと
- (5) 互いに近親者ではないこと

### 5 必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類 (住民票の写し等)
- (2) 独身を証明する書類 (戸籍抄本等)
- (3) 本人確認書類 (運転免許証等)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

### 6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

### 7 通称名の使用

戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を宣誓書受領証および受領証カードに記載できるものとします。

### 8 宣誓の流れ

- (1) 事前予約
  - ・窓口、電話、メールにて、事前に宣誓日を予約していただきます。
- (2) パートナーシップ宣誓
  - ・(1)で決定した日時に、必要書類を持参し、原則二人そろってお越しいただきます
  - ・宣誓される方が自ら記入した宣誓書を提出していただきます。(代筆可)
  - ・宣誓は、市民・男女共同参画課執務室で行います。希望がある場合は別室を用意するなどプライバシーに配慮します。
- (3) 宣誓書受領証および受領証カードの交付
  - ・宣誓書受領証および受領証カードを、二人それぞれに交付します。(カードは後日交付)

### 9 宣誓書受領証および受領証カードの返還

宣誓書受領証および受領証カードの返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方とも市外転出する等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- (4) その他パートナーシップ宣誓をした時点において宣誓の要件に該当していなかったことが判明したとき

### 10 パートナーシップ宣誓の無効

宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないことや、宣誓者の要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、宣誓書受領証および受領証カードを返還していただきます。

### 11 その他

- (1) 宣誓書受領証および受領証カードの発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (2) 市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。